

平成15年 5月27日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社 ローソン

代表取締役社長執行役員 新 浪 剛

第28回定時株主総会 決議ご通知

拝啓、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第28回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

第28期（平成14年3月1日から平成15年2月28日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容についてご報告申し上げます。

（内容の概略につきましては、同封の第28期事業報告書をご覧ください。）

決 議 事 項

第1号議案 第28期利益処分案承認の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株当たり21円と決定いたしました。

これにより、通期の配当金は41円と、前期と同額となりました。

第2号議案 自己株式取得枠設定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式1,000万株、取得価額の総額380億円を限度として取得する枠を設定いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、次のとおり変更されました。

(変更箇所は下線の部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ㄱ (省略)</p> <p>13. (新設)</p> <p><u>14.</u> (省略) (新設)</p> <p><u>15.</u> ㄱ (省略)</p> <p><u>21.</u></p> <p><u>22.</u> 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券の <u>売捌</u></p> <p><u>23.</u> ㄱ (省略)</p> <p><u>27.</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下 同じ。)並びに新株予約権原簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株式及び新株予約 権の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株 券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求 の取扱い等、株式及び新株予約権に関する事務 は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社におい てはこれを取り扱わない。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定め がある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を もって<u>する</u>。 (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ㄱ (現行どおり)</p> <p>13.</p> <p><u>14.</u> <u>プリペイドカードの発行及び取扱い</u></p> <p><u>15.</u> (現行どおり)</p> <p><u>16.</u> <u>薬局の経営</u></p> <p><u>17.</u> ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>23.</u></p> <p><u>24.</u> 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及 <u>びスポーツ振興投票券の売りさばき</u></p> <p><u>25.</u> ㄱ (現行どおり)</p> <p><u>29.</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下 同じ。) <u>及び株券喪失登録簿</u>並びに新株予約権原 簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置 き、株式及び新株予約権の名義書換、質権の登 録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、 単元未満株式の買取請求の取扱い、<u>株券喪失にか かる手続き</u>等、株式及び新株予約権に関する事務 は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社におい てはこれを取り扱わない。</p> <p>(株主総会の決議方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定め がある場合を除き、出席株主の議決権の過半数を もって<u>これを行う</u>。</p> <p>② <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他 法令において同条の決議方法が準用される決議 は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこ れを行う。</u></p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u>
第20条) (省略)	<u>第20条 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間で、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u>
第21条 (監査役の任期)	第21条) (現行どおり)
第22条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条 (監査役の任期)
第23条) (省略)	第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
第30条	第24条) (現行どおり)
	第31条

第4号議案 取締役3名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役に新たに山崎勝彦、増田宗昭、上野征夫の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、監査役に真田佳幸氏が再選され、新たに小澤徹夫氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第6号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本議案は、原案のとおり承認可決され、当社の取締役及び執行役員に対し、新株予約権1,200個を上限に無償で発行できるようになりました。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、退任取締役2名及び退任監査役1名に対し、退任取締役については総額145百万円の範囲内で、また退任監査役については5百万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任されました。

ご 案 内

1. 第28期利益配当金のお支払いについて

○銀行預金口座への振込みをご指定されている株主さま

同封の「第28期利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご案内について」をご確認ください。5月28日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。

○郵便局でお受け取りの株主さま

郵便局での払い渡しの期間は、平成15年5月28日（水）から平成15年6月30日（月）までとなりますので、同封の「郵便振替支払通知書」に必要事項をご記入し、お届出印を押していただいたうえで、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、配当金のお受け取りは、便利な「銀行預金口座振込」をお勧めいたします。同封の「配当金振込指定書」に必要事項をご記入し、お届出印を押していただいたうえで、下記の名義書換代理人事務取扱所までご送付ください。

名義書換代理人事務取扱所

〒171-8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号

三菱信託銀行株式会社 証券代行部

電話 03-5391-1900（代表）

2. 決算公告の電子化について

当社は、貸借対照表及び損益計算書を、日本経済新聞による決算公告に代えて、ホームページに掲載しておりますのでお知らせいたします。

当社の決算公告が掲載されているホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.lawson.co.jp/kessan/index.html>